

資料2

第3回人権条例(仮称)検討委員会

議事(2) 条例案について

「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」案

条例素案(パブコメ素案)	条例案(下線は追加・修正)
前文	
<p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。</p> <p>しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じています。</p> <p>一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、多様な在り方を認め合うことが重要です。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たちの願いです。</p> <p>私たち鹿児島県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。</p> <p>しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、<u>障害者</u>、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。</p> <p>一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たちの願いである。</p> <p>私たち鹿児島県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。</p>
第1条 目的	
<p>この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び<u>事業者等の責務</u>を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とします。</p>	<p>この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び<u>事業者の責務</u>を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
第2条 県の責務	
<p>(1) 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。</p>	<p>(1) 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。</p>

条例素案(パブコメ素案)	条例案(下線は追加・修正)
第3条 県民及び事業者の責務	
<p>県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、すべての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、人権施策に協力するよう努めるものとします。</p>	<p>県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、すべての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、人権施策に協力するよう努めるものとする。</p>
第4条 市町村との協力	
<p>県及び市町村は、それぞれが実施する人権施策について、相互に協力するものとします。</p>	<p>第4条 市町村への要請及び支援</p> <p>(1) <u>県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。</u></p>
第5条 差別のない社会づくりに向けた取組	
<p>(1) 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとします。</p> <p>(2) 県は、前項の差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとします。</p>	<p>(1) 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。</p> <p>(2) 県は、前項の差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。</p>
第6条 基本計画の策定	
<p>(1) 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとします。</p> <p>(2) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ(〇〇条例名)審議会の意見を聴くものとします。</p> <p>(3) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。</p> <p>(4) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。</p>	<p>(1) 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>(2) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(3) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>(4) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>

条例素案(パブコメ素案)	条例案(下線は追加・修正)
第7条 審議会の設置	
<p>(1) 人権施策の総合的な推進に資するため、〇〇(条例名)審議会(以下、「審議会」という。)を設置します。</p> <p>(2) 審議会は、次に掲げる事務を行います。</p> <p>① 基本計画に関し、第6条第2項に規定する事項を処理すること。</p> <p>② 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。</p> <p>(3) 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べるができるものとします。</p>	<p>(1) 人権施策の総合的な推進に資するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下、「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(2) 審議会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>① 基本計画に関し、第6条第2項に規定する事項を処理すること。</p> <p>② 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。</p> <p>(3) 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べるができる。</p>
第8条 審議会の組織等	
<p>(1) 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員〇〇人以内をもって組織します。</p> <p>(2) 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>(3) 委員は、再任されることができるものとします。</p> <p>(4) 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとします。</p>	<p>(1) 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員〇〇人以内をもって組織する。</p> <p>(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(3) 委員は、再任されることができる。</p> <p>(4) 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。</p>
第9条 会長及び副会長	
<p>(1) 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めます。</p> <p>(2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。</p> <p>(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。</p>	<p>(1) 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>(2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>

条例素案(パブコメ素案)	条例案(下線は追加・修正)
第10条 会議	
<p>(1) 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集します。</p> <p>(2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこととします。</p> <p>(3) 会長は、会議の議長となり、議事を整理します。</p> <p>(4) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとします。</p>	<p>(1) 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。</p> <p>(2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>(3) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>(4) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
第11条 庶務	
<p>審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理します。</p>	<p>審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。</p>
附 則	
	<p>(1) この条例は公布の日から施行する。</p> <p>(2) この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。</p>

主な意見に関する条例案の検討

1 「障害(がい)者」の表記に関すること

(1) 意見

「障がい者」の表記	・「障害者」については「障がい者」がよい。
「障害者」の表記	・障害に関する法令では、「障害」及び「障害者」で定義されており、「障がい者」の定義はなく不適切。 ・「障害」及び「障がい」の表記には、障害者団体にも様々な意見があり、当事者の方からも「社会や環境が害になっているという認識から漢字の害の字を使うべき」との意見がある。
「障害者」の表記	・「碍」の字は、「大きな岩盤を前にして、どうして良いか戸惑い悩む状態」の意味であり、「碍」の字にして欲しい。

(2) 「障害」の表記に関する国の考え方

○（平成21年～）障がい者制度改革推進本部等での検討

障がい者制度改革推進本部は、その下に障がい者制度改革推本部会議を設置し、平成22年12月17日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめている。

<障害者制度改革の推進のための第二次意見>

様々な主体がそれぞれの考え方に基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において、新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。

○（平成24年～）障害者政策委員会での検討

障がい者制度改革推進会議は平成24年に廃止。

以降は、障害者政策委員会が、障害者政策に関する検討を実施し、平成24年12月17日に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を取りまとめた。

<新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見>

法制上の「障害」の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害者当事者の意向を踏まえて検討する。

○（H27.8.7）河野正美衆議院議員から「障害」の表記に関する質問主意書

答弁書：「障害」の表記については、国民世論の動向等を踏まえて検討してまいりたい。

「障害」と表記することについて

① 関係団体等へのヒアリング結果

肯定的意見	否定的意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会にある多くの障害物や障壁こそが「障害者」をつくりだしてきた。 <p>〔障害者団体：NPO法人日本会議〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の存在を害であるとする社会の価値観を助長してきた。 <p>〔障害者団体：青い芝の会〕</p>

② 一般からの意見結果（21日間実施）

肯定的意見	否定的意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会に存在する障害物や障壁を改善または解消」する観点からは、「障害」がふさわしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「害」の字には、「公害」、「害虫」、「加害」等の負のイメージがある。

「障がい」と表記することについて

① 関係団体等へのヒアリング結果

肯定的意見	否定的意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉に見直してほしいとの意見が障害者団体関係者から寄せられていたため。 <p>〔地方公共団体：岩手県〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひらがなに置き換えてしまうと、「社会がカベを作っている」、「カベに立ち向かう」という意味合いが出ない。 <p>〔障害者団体：青い芝の会〕</p>

② 一般からの意見結果（21日間実施）

肯定的意見	否定的意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔らかい印象があり、点字を利用している人でも書くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平仮名の「がい」では実体が見えない。

2 市町村の責務規定に関すること

(1) 意見

- ・ 「市町村の協力」とするよりも「市町村の責務」とした方が、市町村の取組が推進されると思う。
- ・ 市町村と連携しながら県と一緒に取り組むということでは、相互に協力ではなく協働がよい。
- ・ 市町村が人権施策を推進するためにも、市町村の責務を規定して欲しい。
- ・ 条文見出しを「市町村の責務」としたらどうかと思う。

(2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の抜粋

(地方公共団体の責務)
第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(3) 「市町村に関する規定」における本県条例の例

条例名	条文
【指定外来動植物による鹿児島生態系に係る被害の防止に関する条例】 (H31. 4. 1施行) 第5条 (市町村への要請及び支援)	1 県は、市町村に対し、指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策を策定し、及び実施すること並びに第3条第1項の県が実施する施策に協力することを求めるものとする。 2 県は、市町村が実施する指定外来動植物による生態系に係る被害の防止に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
【県男女共同参画推進条例】 (H21. 4. 1施行) 第7条 (市町村への要請及び支援)	1 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 実態調査(県民意識調査)に関すること

(1) 意見

- ・ 「実態調査の実施」を第5条に追記していただきたい。
- ・ 第5条第2項に実態調査(意識調査)を追加して欲しい。
- ・ 実態調査(県民意識調査)の実施の条項を新たに追加して欲しい。

(2) 県民意識調査の実施状況

- ・ 平成15年実施 (平成16年「人権教育・啓発基本計画」策定に反映)
- ・ 平成25年実施
- ・ 平成30年実施 (令和2年「人権教育・啓発基本計画」(2次改定)策定に反映)

「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」案

前 文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たちの願いである。

私たち鹿児島県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

第1条 目的

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条 県の責務

- (1) 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。
- (2) 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

第3条 県民及び事業者の責務

県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、すべての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、人権施策に協力するよう努めるものとする。

第4条 市町村への要請及び支援

- (1) 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

- (2) 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5条 差別のない社会づくりに向けた取組

- (1) 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。
- (2) 県は、前項の差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

第6条 基本計画の策定

- (1) 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- (2) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。
- (3) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (4) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第7条 審議会の設置

- (1) 人権施策の総合的な推進に資するため、人権尊重の社会づくり審議会（以下、「審議会」という。）を設置する。
- (2) 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - ① 基本計画に関し、第6条第2項に規定する事項を処理すること。
 - ② 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。
- (3) 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

第8条 審議会の組織等

- (1) 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員〇〇人以内をもって組織する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員は、再任されることができる。
- (4) 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第9条 会長及び副会長

- (1) 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第10条 会議

- (1) 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (3) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (4) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 庶務

審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

附則

- (1) この条例は、公布の日から施行する。
- (2) この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。